

北海道科学大学学生の表彰に関する申し合わせ

1. 表彰内容（表彰に関する取扱内規 第2条）

- ① 学業・学術面で優れた評価を受けた者又は団体
- ② 課外活動で優れた成果を収めた者又は団体
- ③ 社会活動において優れた成果を収めた者又は団体
- ④ 本学の名誉を著しく高めたと認められる者又は団体
- ⑤ 自発的で多様な活動をおこない、学生の模範となる者
- ⑥ その他、学長が特に認めた者又は団体

2. 表彰種別

- (1) 学長賞
- (2) 優秀学生賞
- (3) 学生活動特別賞

3. 上申者

表彰内容ごとの上申者は以下のとおりとする。

表彰内容①：学科会議・専攻会議等の討議を経て、クラス担任・指導教員が上申する。

表彰内容②～⑥：顧問又はクラス担任・指導教員が上申する。

4. 表彰基準

各賞における表彰内容ごとの表彰基準は以下のとおりとする。

(1) 学長賞

表彰内容①：学業成績・研究成果において優れた評価を受けた者又は団体。ただし、表彰は卒業年次に限る。

表彰内容②：全国レベルでの顕著な成果を挙げた者又は団体、全道レベルで複数年にわたり連続して優秀な成果を挙げた者又は団体。ただし、参加人数が著しく少ないなどの場合は優秀学生賞とする。

表彰内容③～④：著しい善行をおこなった、著しく名誉を高めたと評価できる者又は団体

表彰内容⑥：その他、学長が特に認めた者又は団体

(2) 優秀学生賞

表彰内容②：全道レベルでの顕著な成果を挙げた者又は団体。ただし、権威が高く参加人数が著しく多い、大学の名誉を高めた、その他募集対策上、顕著な効果が認められた場合は学長賞とできる。

表彰内容③～④：学長賞に準ずると評価された者又は団体

表彰内容⑥：その他、学長が特に認めた者又は団体

(3) 学生活動特別賞

表彰内容⑤：クラブ活動、学業に係る資格・活動、学内外の活動の実績があり、学生の模範となる者。

5. その他の基準

- (1) 表彰内容①の場合は業績や権威の評価は他学科では判断しにくいので、学科会議・専攻会議などの慎重な討議を経ていることから上申内容を尊重する。
- (2) 前例を参照する。
- (3) 参加人数やレベルなど、個々の状況を踏まえて判断する。
- (4) 表彰は懲戒と異なり学生のはげみになるので、プラス側に判断する。

6. 副賞として、別表1に定める金員を添えるものとする。ただし、年度予算を勘案して金員を変更することがある。

7. この申し合わせの改廃は、学生支援センターの議を経て学長がする。

附 則

- 1 この申し合わせは、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、2020年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、2021年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、2022年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、2023年4月1日から施行する。

第2編大学5-08学生の表彰に関する申し合わせ

《別表 1》

副賞 表彰種別	団体	個人
学長賞	150,000	50,000
優秀学生賞	100,000	30,000
学生活動特別賞		50,000 又は 30,000